【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年2月15日提出
【計算期間】	第31特定期間(自　平成29年5月19日至　平成29年11月20日)
【ファンド名】	ＬＭ・ユーロ毎月分配型ファンド
【発行者名】	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　桑畑　卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	藤田　剛志
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【電話番号】	03-5219-5700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主としてユーロ建債券に投資することによりユーロ短期金利を上回るインカムゲインを獲得することにより、ユーロ短期金利水準の分配を毎月行い、ユーロ原資産元本の安定した運用成果を目指します。

＊ 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金の支払い及びその金額を保証するものではありません。

②基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型		その他資産
	内　外	資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
「債券」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株　式 　一般 　大型株 　中小型株 債　券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 不動産投信	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月）	グローバル 日　本 北　米 欧　州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド	あ　り
その他資産（投資信託証券（債券・一般）） 資産複合 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年12回 （毎月） 日々 その他		ファンド・ オブ・ ファンズ	な　し

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（債券・一般））」と表示しております。また、「債券・一般」とは、目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③信託金限度額
信託金の限度額は、信託約款の規定により5,000億円となっております。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

ユーロベースでの元本の安定を目指します

a.主として、ユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券（ＭＢＳ）、資産担保証券（ＡＢＳ）等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。

b.原則としてＢＢＢ－／Ｂａａ３格以上の格付を付与されている債券に投資し、ポートフォリオの平均格付はＡ－／Ａ３格以上を維持します。

（投資対象とする有価証券の組入制限）

国債(OECD加盟国の発行するもの)	AA−／Aa3格以上
国際機関債	AAA／Aaa格
コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書	A2／P2格以上
固定利付債券	残存期間　3年以内

※個別銘柄の格付制限は、Ｓ＆Ｐ、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち１社以上の格付機関から付与された格付を基準とします。

c.原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーション＊（金利感応度、平均残存期間）を、通常0.1年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。

＊実効デュレーションとは、ＭＢＳやＡＢＳの早期償還を考慮して計算されたデュレーション（金利感応度、平均残存期間）をいいます。

d.対円での為替ヘッジを行わないため、基準価額は円とユーロとの為替相場の変動の影響を受けます。

※ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として対ユーロで為替ヘッジを行います。

（注）資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファミリーファンド方式により運用を行います

「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

運用はレッグ・メイソン・グループのウエスタン・アセットが行います

マザーファンドの運用は、レッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

毎決算時（毎月18日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います

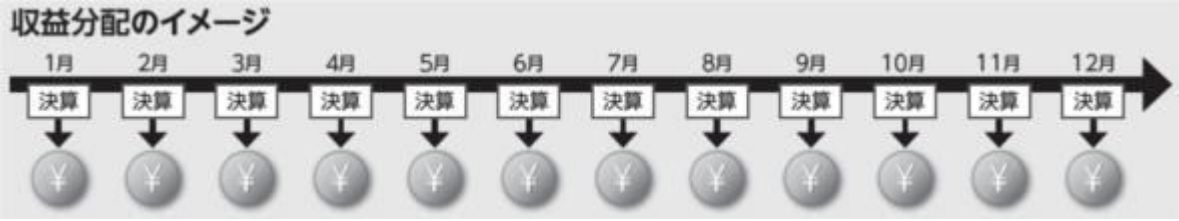

（注）上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成14年６月18日	**信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始**
平成18年１月１日	**当ファンドの名称を「シティ・ユーロ毎月分配型ファンド」から「LM・ユーロ毎月分配型ファンド」に変更**
平成18年４月28日	**投資顧問会社を「シティグループ・アセット・マネジメント・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」に変更**

※平成18年１月１日をもって、マザーファンドの名称は「シティグループ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」から「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」に変更となっております。

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人及び契約の概要等

a.ファンドの関係法人

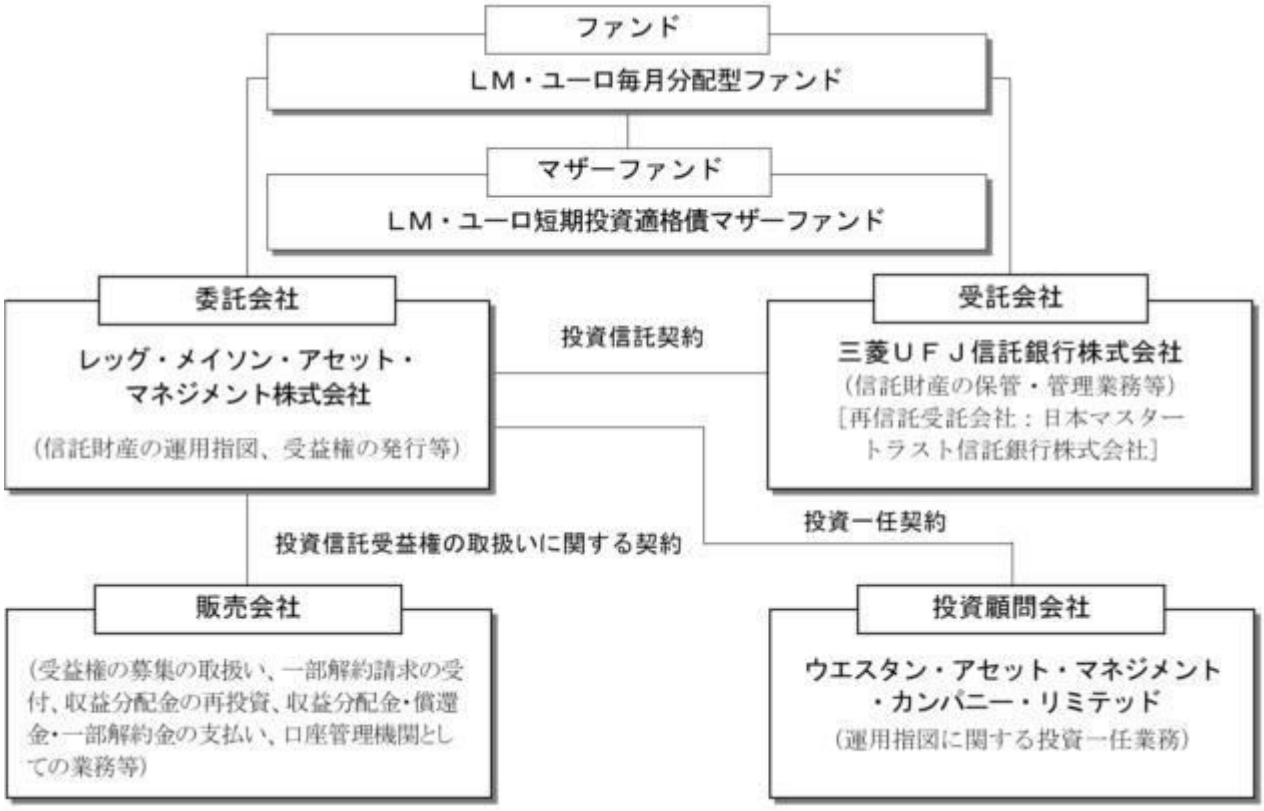

＊ 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

■ファンドの仕組み

b.契約の概要等

(イ)投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

(ロ)投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

(ハ)投資一任契約

委託会社が投資顧問会社にマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

②委託会社等の概況（平成29年12月末現在）

a.資本金の額

1,000百万円

b.沿革

平成10年４月28日	ソロモン投信委託株式会社設立
平成10年６月16日	証券投資信託委託会社免許取得
平成10年11月30日	投資顧問業登録
平成11年６月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年10月１日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年４月１日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年１月１日	「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年９月30日	金融商品取引業登録

c.大株主の状況

名　　称	レッグ・メイソン・インク
住　　所	アメリカ合衆国メリーランド州ボルティモア市 インターナショナル・ドライブ100
所有株式数	78,270株
持株比率	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①主として、ユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。

②金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として、ユーロ原資産における安定した運用成果を目指します。

③主たる投資対象である公社債は、原則としてＳ＆Ｐ、ムーディーズ、フィッチ・レーティングス（以下、総称して「指定格付機関」といいます。）のうち１社以上の格付機関からＢＢＢ－／Ｂａａ３格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付はＡ－／Ａ３格以上を維持します。また、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等については、原則として指定格付機関のうち１社以上の格付機関からＡ２／Ｐ２格以上の格付を付与されているものとします。

④投資を行う国債については、ＯＥＣＤ加盟国により発行され、原則として指定格付機関のうち１社以上の格付機関からＡＡ－／Ａａ３格以上の格付を付与されたものに限定します。また、国際機関債については、原則として指定格付機関のうち１社以上の格付機関からＡＡＡ／Ａａａ格を付与されているものとします。

⑤原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.1年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。なお、投資を行う固定利付債券は、原則として、投資する時点において償還までの残存期間が３年以内のものとします。

⑥主としてユーロ建の債券に投資します。また、ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として為替予約取引、通貨オプション、スワップ取引等を活用して、対ユーロで為替ヘッジを行います。したがって、基準価額は、円とユーロとの為替変動の影響を受けます。

※当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）に係る権利

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社は、信託金を、主としてレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるＬＭ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a.株券または新株引受権証書

b.国債証券

c.地方債証券

d.特別の法律により法人の発行する債券

e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

h.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

i.特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

j.コマーシャル・ペーパー

k.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの

m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

n.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

o.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

p.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

q.預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

r.外国法人が発行する譲渡性預金証書

s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

t.抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受

益証券に表示されるべきもの

v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記a.の証券または証書、l.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

■ファンドの運用体制

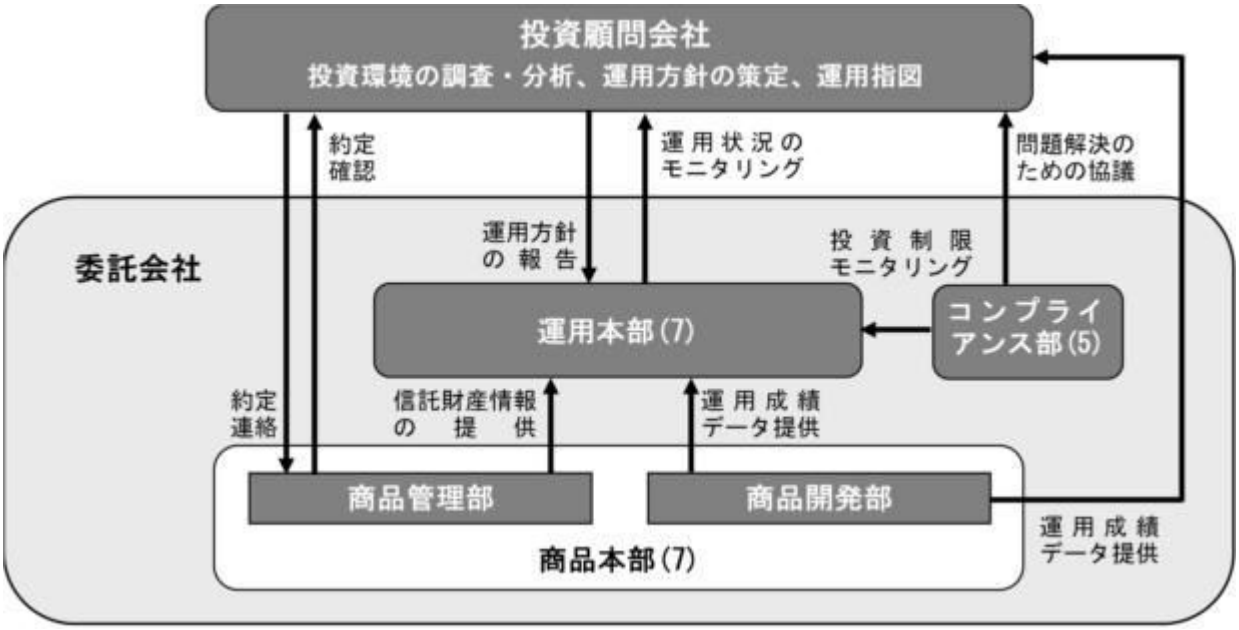

（注）括弧内は平成29年12月末現在の各部署に属する人数を示します。

①委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

②投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

③委託会社の運用本部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用本部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

④委託会社のコンプライアンス部は、商品開発部で企画・立案されたファンドのガイドラインモニタリング方法に基づき、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているかモニタリングを行います。また、投資制限の違反が生じた場合には、ビジネスリスク管理委員会に報告し、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解決に向けた措置をとります。

商品開発部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用本部及び関連部署並びに必要に応じて投資顧問会社にフィードバックします。

⑤運用に関する社内委員会として、運用本部及び関連部署の代表で構成される東京運用委員会が月次で開催されます。東京運用委員会では、運用状況の確認を行い、必要に応じて要因分析等の詳細な検討等を行います。また、投資顧問会社の運用方針、運用戦略及びポートフォリオの変更が行われた際の経緯等が記録されます。東京運用委員会の議事録は社長及び取締役会に報告されます。
⑥上記の業務については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

（参考）投資顧問会社の運用体制

①運用体制
マザーファンドの運用は、レッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」に委託します。投資顧問会社では、信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

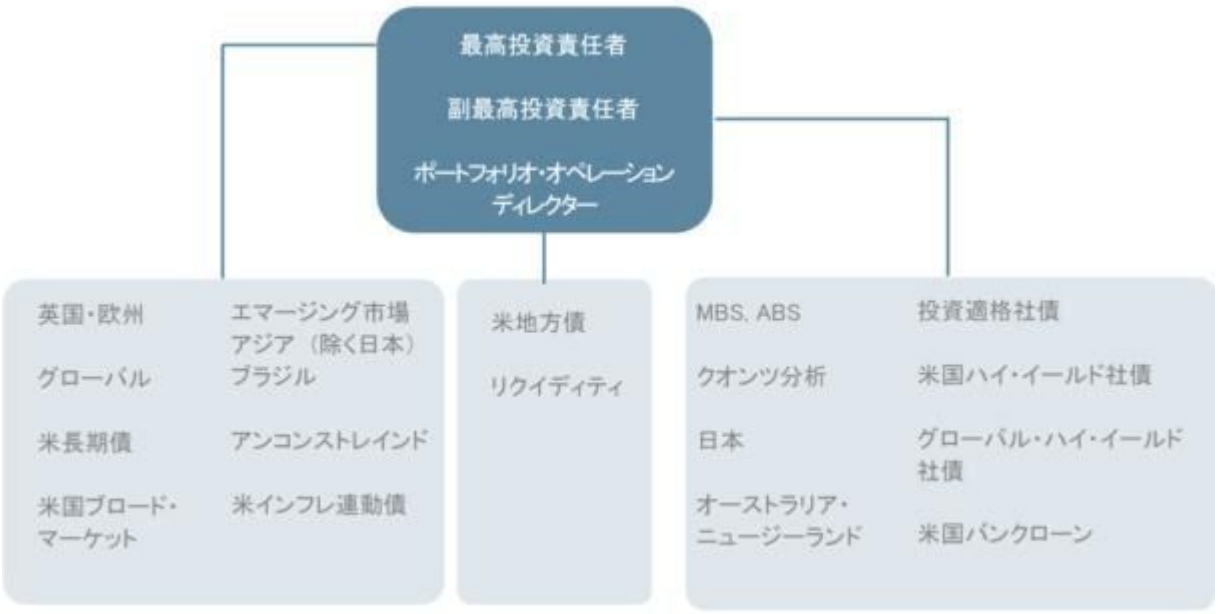

上記は、ウエスタン・アセットの運用部門におけるレポーティングラインの例示であり、運用部門全体を示しているものではありません。

②リスク管理体制
ポートフォリオの運用に関しては、運用部門とは独立したリスク管理部門によってリスク指標等のモニタリングが行われ、その内容が運用部門に提供されます。問題が発生した場合には、運用チーム及び関連部門にその旨が連絡されます。連絡を受けた運用チームが問題解消の責任を負い、問題が解消されたかどうかをリスク管理部門が検証します。これとは別に、運用ガイドラインに関しては、コンプライアンス部門が順守状況をモニターしています。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について審議されます。
委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の

提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、平成29年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配時期

毎決算時（原則として毎月18日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行います。

②収益分配方針

a.分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下「配当等収益」ということがあります。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

b.収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当収益を中心に、ユーロ短期金利水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

c.留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

d.自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

③収益の分配方式

a.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(イ)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、諸費用、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ)売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b.上記a.におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る利子等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

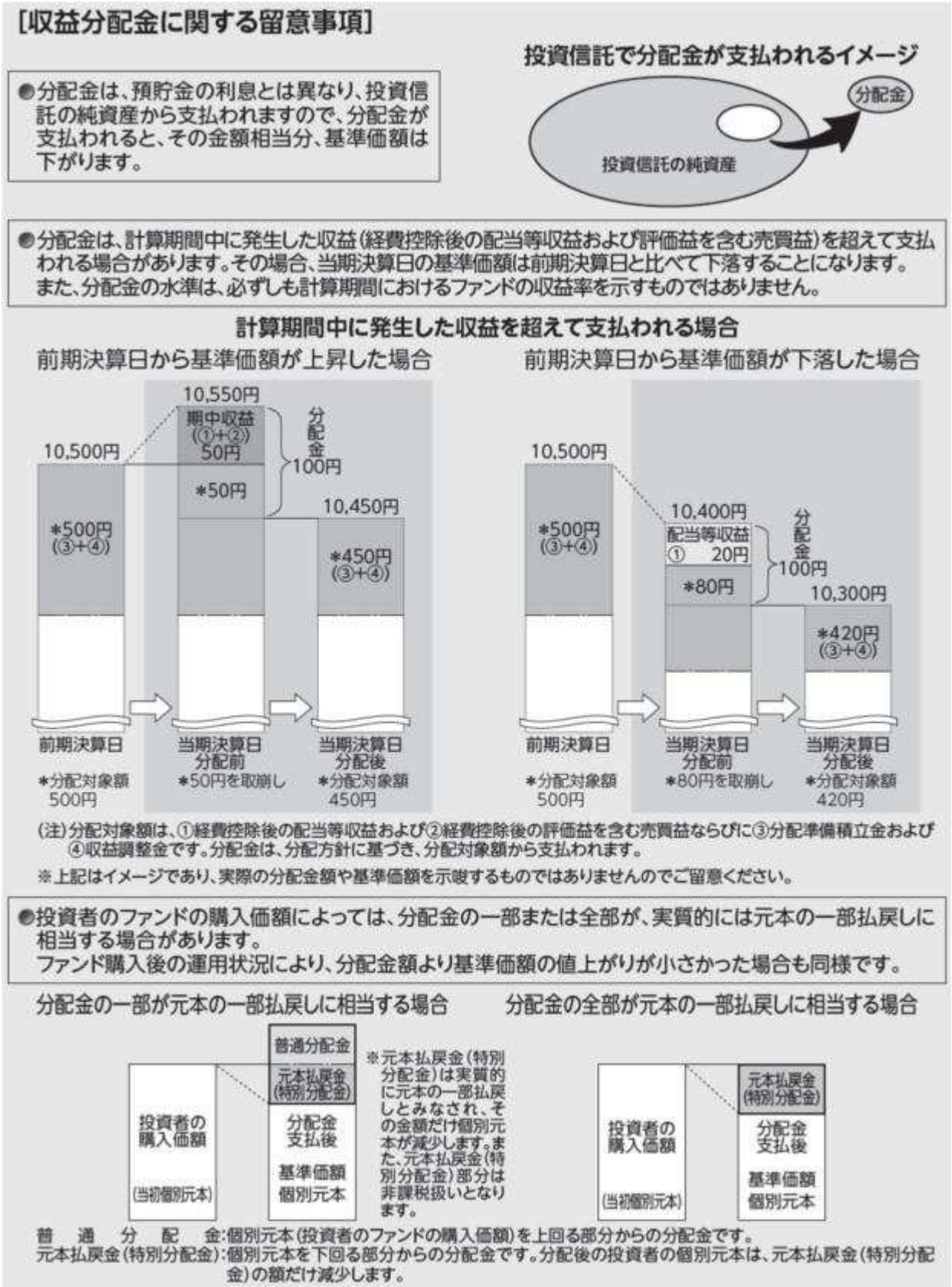

（注）普通分配金に対する課税については「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

（5）【投資制限】

信託財産の運用は、信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

＜信託約款による投資制限＞

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②株式への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資する株式等の範囲

a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第２条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑧信託財産に属するＢＢＢ／Ｂａａ格付（ＢＢＢ＋／Ｂａａ１格、ＢＢＢ／Ｂａａ２格、ＢＢＢ－／Ｂａａ３格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10％以内とします。

⑨信用取引の指図範囲

a.委託会社は、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ)信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券

(ロ)株式分割により取得する株券

(ハ)有償増資により取得する株券

(ニ)売出しにより取得する株券

(ホ)信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(ヘ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図

a.委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に、信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第20条第２項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金並びに信託約款第20条第２項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第20条第２項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本⑩で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

b.委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本⑩で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

c.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに信託約款第20条第２項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第20条第２項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本⑩で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑪スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d.上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本d.において同じ。）が、信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が上記時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

e.上記c.及びd.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f.金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

g.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯公社債の借入れ

a.委託会社は、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰資金の借入れ

a.委託会社は、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

(ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c.上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑱外国為替予約の指図

a.委託会社は、信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産とマザーファンドの信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑲特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑳受託会社による資金の立替え

a.信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜法令による投資制限＞

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

(参考)

「ＬＭ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」の投資方針の概要

(1)投資方針

①基本方針

マザーファンドは、主としてユーロ建債券に投資することによりユーロ短期金利を上回るインカムゲインの獲得を目指し、信託財産のユーロ原資産における安定した運用成果を目指します。

②運用方法

a.投資対象

主としてユーロ建の欧州の債券を主要投資対象とします。

b.投資態度

(イ)主として、ユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。

(ロ)金利変動リスク、信用リスクを抑えた運用を行うため、組入債券の値上り益に収益源を求めず、債券の利子収入等のインカムゲインを主たる収益の源泉として、ユーロ原資産の安定した運用成果を目指します。

(ハ)主たる投資対象である公社債は、原則として指定格付機関のうち１社以上の格付機関からＢ

ＢＢ－／Ｂａａ３格以上の格付を付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付はＡ－／Ａ３格以上を維持します。また、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等については、原則として指定格付機関のうち１社以上の格付機関からＡ２／Ｐ２格以上の格付を付与されているものとします。

(ニ)投資を行う国債については、ＯＥＣＤ加盟国により発行され、原則として指定格付機関のうち１社以上の格付機関からＡＡ－／Ａａ３格以上の格付を付与されたものに限定します。また、国際機関債については、原則として指定格付機関のうち１社以上の格付機関からＡＡＡ／Ａａａ格を付与されているものとします。

(ホ)原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.1年～1.0年 （最大で1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。なお、投資を行う固定利付債券は、原則として、投資する時点において償還までの残存期間が３年以内のものとします。

(ヘ)主としてユーロ建の債券に投資します。また、ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として為替予約取引、通貨オプション、スワップ取引等を活用して、対ユーロで為替ヘッジを行います。したがって、基準価額は、円とユーロとの為替変動の影響を受けます。

(ト)有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内及び外国の市場における有価証券先物取引等を行うことができます。

(チ)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

(リ)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

(ヌ)当初設定時並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ル)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

(2)投資対象

①マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）に係る権利

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社（投資顧問会社を含みます。以下(2)において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a.国債証券

b.地方債証券

c.特別の法律により法人の発行する債券

d.社債券（転換社債及び新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券並びに新株予約権付社債を除きます。）

e.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

f.コマーシャル・ペーパー
g.外国または外国の者の発行する証券で、上記a.からf.までの証券の性質を有するもの
h.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
i.外国法人が発行する譲渡性預金証書
j.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
k.抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
l.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
m.外国の者に対する権利で上記l.の有価証券の性質を有するもの
なお、上記a.からe.までの証券及びg.の証券のうちa.からe.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③上記②の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3)投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、委託会社（投資顧問会社を含みます。）によって、信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

＜信託約款による投資制限＞

①信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③信託財産に属するＢＢＢ／Ｂａａ格付（ＢＢＢ＋／Ｂａａ１格、 ＢＢＢ／Ｂａａ２格、ＢＢＢ－／Ｂａａ３格）を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として純資産総額の10%以内とします。

④先物取引等の運用指図

a.委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第12条第２項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本④で規定する全オプション

取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

b.委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とするユーロ以外の通貨建資産の時価総額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本④で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

c.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第12条第２項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本④で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

e.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利

先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、ユーロ以外の通貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

e.金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産に属する公社債を下記b.に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

b.上記a.の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

c.上記b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

d.委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨公社債の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑩公社債の借入れ

a.委託会社は、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑪外国為替予約の指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の指図をすることができます。この外国為替取引の指図は、信託財産に属するユーロ以外の通貨建資産の実質時価総額の範囲内で行うこととします。

b.上記a.の範囲を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

⑫特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬受託会社による資金の立替え

a.信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜法令による投資制限＞

①デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

②信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

３【投資リスク】

(1)投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

①為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割

り込むことがあります。

②金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

④外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑤期限前償還リスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

⑥デリバティブ活用のリスク

当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

(2)留意点

①解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

②当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

③当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

④当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立したコンプライアンス部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じて関係部署及び社内に設置されたビジネスリスク管理委員会に報告が行われ、問題点の把握及び是正勧告等の監督が行われます。

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

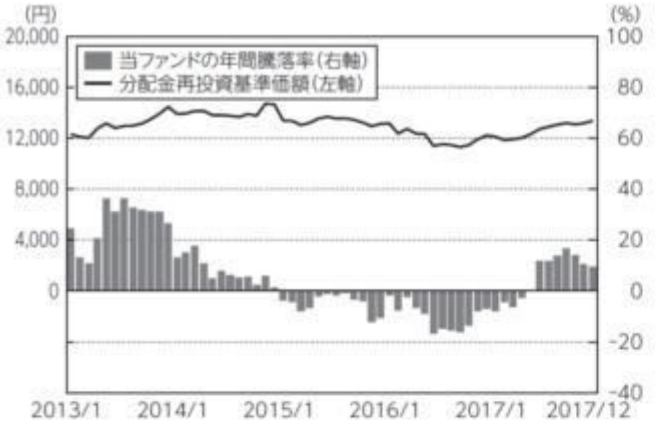

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

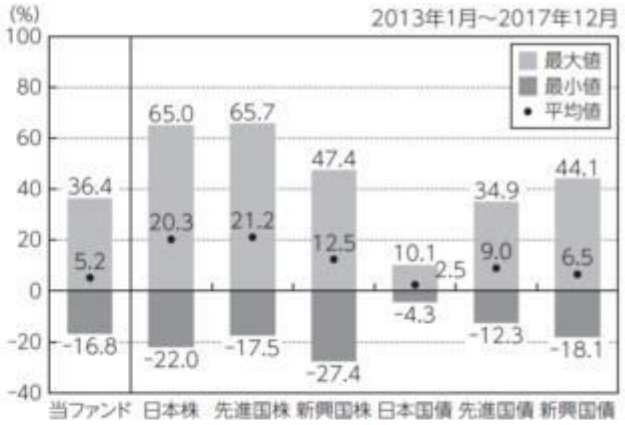

「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」の留意点

※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」の留意点

※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2 2013年1月～2017年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。

※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数
日本株　…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)
日本国債…FTSE日本国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)
(注1)海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。
(注2)上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します(TOPIX:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックス、FTSE新興国市場国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関して一切の責任を負うものではありません。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に

1.08%（税抜1.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp
電話番号：03(5219)5940　（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

※申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

※申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の率は、毎計算期間末日（休業日の場合は翌営業日とします。以下「当該日」といいます。）の２営業日前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日（ロンドンの銀行の休業日に該当する場合は、直前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日とします。）の３ヵ月ユーロLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の水準に応じ、次に掲げる率とします。

３ヵ月ユーロLIBOR金利が1.00%以上の場合	年率0.756%（税抜0.70%）
３ヵ月ユーロLIBOR金利が0.50%以上1.00%未満の場合	年率0.594%（税抜0.55%）
３ヵ月ユーロLIBOR金利が0.50%未満の場合	年率0.432%（税抜0.40%）

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、下記の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬率が年率0.756%（税抜0.70%）のとき	0.32%（税抜）	0.34%（税抜）	0.04%（税抜）
信託報酬率が年率0.594%（税抜0.55%）のとき	0.25%（税抜）	0.26%（税抜）	0.04%（税抜）
信託報酬率が年率0.432%（税抜0.40%）のとき	0.18%（税抜）	0.18%（税抜）	0.04%（税抜）

上記に定める信託報酬の率は、当該日の翌日から翌月の18日（休業日の場合は翌営業日とします。）まで適用されるものとします。

上記信託報酬を対価とする役務の内容は以下の通りです。

《役務の内容》

委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。委託会社は、投資顧問会社が受ける報酬の額及び支弁の時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。
（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（4）【その他の手数料等】

①当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

a.当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料*
b.先物取引・オプション取引等に要する費用
c.外貨建資産の保管等に要する費用
d.借入金の利息
e.信託財産に関する租税
f.受託会社の立替えた立替金の利息
g.信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

＊当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

②上記①のa.からf.までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

③上記①のg.の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

④当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

a.組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
b.先物取引・オプション取引等に要する費用
c.外貨建資産の保管等に要する費用
d.信託財産に関する租税
e.受託会社の立替えた立替金の利息
f.信託事務等に要する諸費用

⑤上記④のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記④のd.からf.までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

⑥上記①のうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

a.売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
b.保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
c.監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
d.印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用

⑦上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。
個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

①個人の受益者に対する課税

a.収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金について、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。なお、受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。

b.一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）※が譲渡所得として課税対象となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

※解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額です。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

期間	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）
平成50年１月１日以降	20%（所得税15%、地方税５%）

c.公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）及び未成年者少額投資非課税制度（ジュニアＮＩＳＡ）の適用対象です。
少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」及び未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

期間	税率
平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年１月１日以降	15%（所得税15%）

③配当控除・益金不算入制度

配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

（注１）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜受益者が収益分配金を受取る際＞

当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」と同額の場合、または「受益者毎の個別元本」を上回っている場合	➡ 収益分配金の全額が普通分配金
当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」を下回っている場合	➡ 収益分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金

（注２）個別元本について

個別元本は、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成29年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。

５【運用状況】

以下は、平成29年12月29日現在の運用状況であります。
投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

ＬＭ・ユーロ毎月分配型ファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	6,077,194,932	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△834,473	△0.01
合計(純資産総額)		6,076,360,459	100.00

（参考）ＬＭ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	アメリカ	655,295,223	10.47

	フランス	375,846,465	6.00
	オランダ	683,006,097	10.91
	ベルギー	109,220,436	1.74
	イギリス	313,961,120	5.02
	スウェーデン	756,752,695	12.09
	ノルウェー	1,037,173,979	16.57
	デンマーク	691,194,149	11.04
	オーストラリア	824,121,086	13.17
	ニュージーランド	231,579,575	3.70
	韓国	112,408,259	1.80
	小計	5,790,559,084	92.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	469,224,799	7.50
合計(純資産総額)		6,259,783,883	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
債券先物取引	売建	ドイツ	3,776,801,925	△60.33

(注)その他の資産として、先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＬＭ・ユーロ毎月分配型ファンド

a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	ＬＭ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド	4,111,212,916	1.4549	5,981,403,672	1.4782	6,077,194,932	100.01

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

（参考）ＬＭ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	スウェーデン	社債券	NORDEA BANK AB	2,500,000	14,992.96	374,824,187	14,843.40	371,085,000	4.000	2020/6/29	5.93
2	デンマーク	社債券	DANSKE BANK A/S	2,700,000	13,790.75	372,350,333	13,732.43	370,775,853	0.750	2020/5/4	5.92
3	フランス	社債券	CREDIT AGRICOLE SA	1,700,000	18,858.23	320,590,046	18,821.70	319,968,918	0.000	2020/2/2	5.11
4	ノルウェー	社債券	SANTANDER CONSUMER BANK	2,300,000	13,572.17	312,159,941	13,568.21	312,068,991	0.375	2020/2/17	4.99
5	ノルウェー	社債券	DNB NOR BANK	2,100,000	14,980.06	314,581,438	14,798.86	310,776,266	3.875	2020/6/29	4.96
6	ノルウェー	社債券	SPAREBANK 1 SR BANK	2,200,000	14,169.69	311,733,260	14,069.65	309,532,388	2.125	2020/2/3	4.94
7	オーストラリア	社債券	AUST & NZ BANKING GROUP	2,100,000	14,824.03	311,304,690	14,641.93	307,480,626	5.125	2019/9/10	4.91
8	アメリカ	社債券	BERKSHIRE HATHAWAY	2,200,000	13,685.35	301,077,858	13,633.12	299,928,709	0.500	2020/3/13	4.79
9	オランダ	社債券	DAIMLER FINANCE FRN	1,900,000	13,622.19	258,821,667	13,620.30	258,785,773	0.271	2019/11/13	4.13
10	スウェーデン	社債券	PKO BNK POLSKI (PKO FIN)	1,800,000	13,920.56	250,570,086	13,825.41	248,857,427	2.324	2019/1/23	3.98
11	イギリス	社債券	LLOYDS TSB BANK	1,600,000	15,647.08	250,353,373	15,381.40	246,102,493	6.500	2020/3/24	3.93
12	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BANK	1,700,000	14,316.53	243,381,158	14,238.05	242,047,006	2.000	2020/11/12	3.87
13	ニュージーランド	社債券	ASB FINANCE LTD	1,700,000	13,662.13	232,256,299	13,622.32	231,579,575	0.500	2020/6/17	3.70
14	デンマーク	社債券	NYKREDIT REALKREDIT AS	1,700,000	13,600.30	231,205,117	13,571.72	230,719,333	0.375	2020/6/16	3.69
15	オランダ	社債券	SHELL INTL FIN FRN	1,600,000	13,584.80	217,356,899	13,579.01	217,264,195	0.071	2019/9/15	3.47
16	オランダ	社債券	COOPERATIEVE RABOBANK UA	1,000,000	13,995.84	139,958,419	13,767.79	137,677,933	1.750	2019/1/22	2.20
17	オーストラリア	社債券	COMMONWEALTH BANK AUST	1,000,000	13,959.94	139,599,478	13,756.59	137,565,932	1.625	2019/2/4	2.20
18	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA B FRN	1,000,000	13,654.17	136,541,738	13,702.75	137,027,522	0.241	2021/4/19	2.19

19	スウェーデン	社債券	SKANDINAVISKA ENSKIL FRN	1,000,000	13,677.51	136,775,184	13,681.02	136,810,268	0.271	2020/5/26	2.19
20	アメリカ	社債券	WELLS FARGO & CO FRN	1,000,000	13,506.14	135,061,446	13,609.37	136,093,737	0.169	2022/1/31	2.17
21	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP FRN	900,000	13,805.71	124,251,402	13,825.27	124,427,499	0.669	2021/7/27	1.99
22	韓国	社債券	EXPORT-IMPORT BK KOREA	800,000	14,197.03	113,576,300	14,051.03	112,408,259	2.000	2020/4/30	1.80
23	ベルギー	社債券	KBC GROUP NV FRN	800,000	13,494.00	107,952,000	13,652.55	109,220,436	0.221	2022/11/24	1.74
24	ノルウェー	社債券	SPAREBANK 1 SMN FRN	770,000	13,605.19	104,759,968	13,609.91	104,796,334	0.171	2020/11/9	1.67
25	アメリカ	社債券	COLGATE-PALMOLIVE CO FRN	700,000	13,544.73	94,813,162	13,549.32	94,845,278	0.000	2019/5/14	1.52
26	デンマーク	社債券	NYKREDIT FRN	660,000	13,494.00	89,060,400	13,590.75	89,698,963	0.241	2022/6/2	1.43
27	オランダ	社債券	ING BANK NV	500,000	13,998.27	69,991,354	13,855.63	69,278,196	1.250	2019/12/13	1.11
28	イギリス	社債券	ROYAL BK OF SCOTLAND FRN	500,000	13,494.00	67,470,000	13,571.72	67,858,627	0.104	2020/6/8	1.08
29	フランス	社債券	RCI BANQUE SA FRN	410,000	13,493.99	55,325,399	13,628.67	55,877,547	0.321	2021/4/12	0.89

（注）平成29年12月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
社債券	92.50
合計	92.50

②【投資不動産物件】

ＬＭ・ユーロ毎月分配型ファンド

該当事項はありません。

（参考）ＬＭ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ＬＭ・ユーロ毎月分配型ファンド

該当事項はありません。

（参考）ＬＭ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ES 2YR 1803	売建	250	ユーロ	28,020,917.4	3,781,142,594	27,988,750	3,776,801,925	△60.33

（注１）評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（注２）評価額は、平成29年12月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ＬＭ・ユーロ毎月分配型ファンド

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12特定期間末　(平成20年 5月19日)	16,934,071,331	17,318,423,329	13,119	13,415
第13特定期間末　(平成20年11月18日)	11,211,029,639	11,600,498,311	9,009	9,316
第14特定期間末　(平成21年 5月18日)	11,348,880,804	11,641,560,375	9,477	9,720
第15特定期間末　(平成21年11月18日)	11,412,010,396	11,690,112,867	10,020	10,260
第16特定期間末　(平成22年 5月18日)	8,734,207,506	8,993,903,687	8,437	8,677
第17特定期間末　(平成22年11月18日)	7,532,766,700	7,764,253,563	8,147	8,387
第18特定期間末　(平成23年 5月18日)	6,941,949,558	7,152,153,106	8,178	8,418
第19特定期間末　(平成23年11月18日)	5,274,145,223	5,465,778,564	7,040	7,280
第20特定期間末　(平成24年 5月18日)	4,298,032,796	4,460,431,927	6,723	6,963
第21特定期間末　(平成24年11月19日)	3,811,286,564	3,955,515,701	6,727	6,967
第22特定期間末　(平成25年 5月20日)	4,203,621,827	4,330,324,155	8,297	8,537
第23特定期間末　(平成25年11月18日)	3,868,677,298	3,985,209,075	8,256	8,496
第24特定期間末　(平成26年 5月19日)	3,610,808,589	3,717,734,016	8,269	8,509
第25特定期間末　(平成26年11月18日)	3,368,355,623	3,469,190,245	8,393	8,633
第26特定期間末　(平成27年 5月18日)	2,911,032,546	3,003,417,952	7,647	7,887
第27特定期間末　(平成27年11月18日)	2,738,384,576	2,813,086,258	7,137	7,337
第28特定期間末　(平成28年 5月18日)	2,358,147,948	2,403,052,059	6,575	6,695
第29特定期間末　(平成28年11月18日)	2,015,991,593	2,056,932,520	6,123	6,243
第30特定期間末　(平成29年 5月18日)	1,890,356,177	1,927,532,777	6,358	6,478
第31特定期間末　(平成29年11月20日)	5,561,299,777	5,621,356,867	6,622	6,742

平成28年12月末日	2,042,527,584	—	6,400	—
平成29年 1月末日	1,999,021,159	—	6,329	—
2月末日	1,909,848,617	—	6,171	—
3月末日	1,876,347,366	—	6,184	—
4月末日	1,861,550,453	—	6,219	—
5月末日	1,884,739,617	—	6,355	—
6月末日	1,905,360,182	—	6,538	—
7月末日	2,705,099,193	—	6,608	—
8月末日	3,035,186,530	—	6,669	—
9月末日	3,261,252,080	—	6,719	—
10月末日	4,647,061,094	—	6,646	—
11月末日	5,854,968,018	—	6,672	—
12月末日	6,076,360,459	—	6,751	—

（注１）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注２）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

ＬＭ・ユーロ毎月分配型ファンド

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第12特定期間	平成19年11月20日～平成20年 5月19日	296
第13特定期間	平成20年 5月20日～平成20年11月18日	307
第14特定期間	平成20年11月19日～平成21年 5月18日	243
第15特定期間	平成21年 5月19日～平成21年11月18日	240
第16特定期間	平成21年11月19日～平成22年 5月18日	240
第17特定期間	平成22年 5月19日～平成22年11月18日	240
第18特定期間	平成22年11月19日～平成23年 5月18日	240
第19特定期間	平成23年 5月19日～平成23年11月18日	240
第20特定期間	平成23年11月19日～平成24年 5月18日	240
第21特定期間	平成24年 5月19日～平成24年11月19日	240
第22特定期間	平成24年11月20日～平成25年 5月20日	240
第23特定期間	平成25年 5月21日～平成25年11月18日	240
第24特定期間	平成25年11月19日～平成26年 5月19日	240
第25特定期間	平成26年 5月20日～平成26年11月18日	240
第26特定期間	平成26年11月19日～平成27年 5月18日	240
第27特定期間	平成27年 5月19日～平成27年11月18日	200
第28特定期間	平成27年11月19日～平成28年 5月18日	120
第29特定期間	平成28年 5月19日～平成28年11月18日	120
第30特定期間	平成28年11月19日～平成29年 5月18日	120
第31特定期間	平成29年 5月19日～平成29年11月20日	120

③【収益率の推移】

LM・ユーロ毎月分配型ファンド

期	期間	収益率（%）
第12特定期間	平成19年11月20日～平成20年 5月19日	0.15
第13特定期間	平成20年 5月20日～平成20年11月18日	△28.99
第14特定期間	平成20年11月19日～平成21年 5月18日	7.89
第15特定期間	平成21年 5月19日～平成21年11月18日	8.26
第16特定期間	平成21年11月19日～平成22年 5月18日	△13.40
第17特定期間	平成22年 5月19日～平成22年11月18日	△0.59
第18特定期間	平成22年11月19日～平成23年 5月18日	3.33
第19特定期間	平成23年 5月19日～平成23年11月18日	△10.98
第20特定期間	平成23年11月19日～平成24年 5月18日	△1.09
第21特定期間	平成24年 5月19日～平成24年11月19日	3.63
第22特定期間	平成24年11月20日～平成25年 5月20日	26.91
第23特定期間	平成25年 5月21日～平成25年11月18日	2.40
第24特定期間	平成25年11月19日～平成26年 5月19日	3.06
第25特定期間	平成26年 5月20日～平成26年11月18日	4.40
第26特定期間	平成26年11月19日～平成27年 5月18日	△6.03
第27特定期間	平成27年 5月19日～平成27年11月18日	△4.05
第28特定期間	平成27年11月19日～平成28年 5月18日	△6.19
第29特定期間	平成28年 5月19日～平成28年11月18日	△5.05
第30特定期間	平成28年11月19日～平成29年 5月18日	5.80
第31特定期間	平成29年 5月19日～平成29年11月20日	6.04

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（4）【設定及び解約の実績】

LM・ユーロ毎月分配型ファンド

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第12特定期間	431,187,194	582,640,268
第13特定期間	412,148,502	875,572,130
第14特定期間	303,498,656	772,562,408
第15特定期間	138,624,693	724,408,151
第16特定期間	63,853,017	1,100,905,689
第17特定期間	74,711,850	1,180,937,909
第18特定期間	60,287,115	818,424,981

第19特定期間	53,339,091	1,050,146,620
第20特定期間	49,894,004	1,148,530,835
第21特定期間	51,273,523	777,988,459
第22特定期間	39,279,098	639,063,422
第23特定期間	31,672,556	411,938,237
第24特定期間	168,777,799	488,275,700
第25特定期間	66,628,416	420,046,019
第26特定期間	146,043,706	352,195,426
第27特定期間	751,009,380	720,820,136
第28特定期間	474,183,077	724,537,392
第29特定期間	19,009,374	313,217,825
第30特定期間	18,779,909	338,390,267
第31特定期間	8,128,999,117	2,704,130,011

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

≪参考情報≫

基準価額・純資産の推移(過去10年間)

2007年12月末～2017年12月末

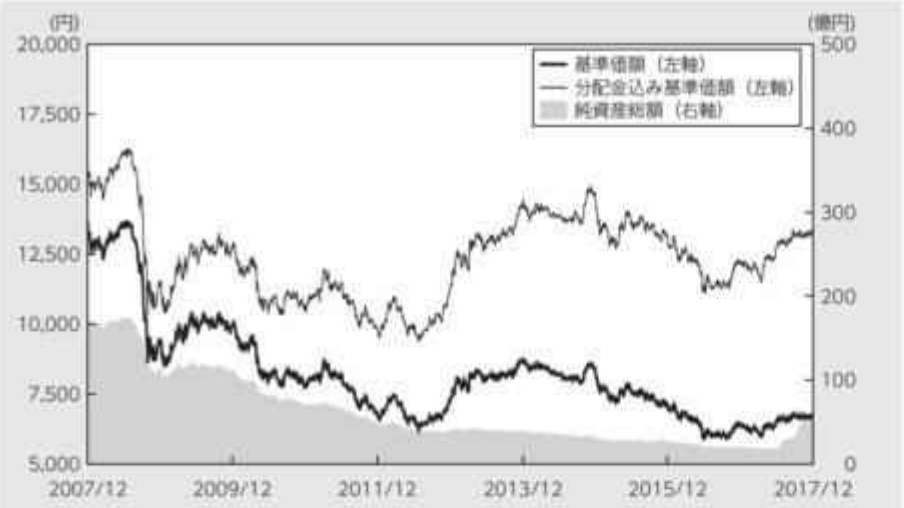

※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
6,751円	61億円

分配の推移

2017年 8 月	20円
2017年 9 月	20円
2017年10月	20円
2017年11月	20円
2017年12月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	6,156円

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド)

■種類別組入比率

種類	比率(%)
社債券	92.50
現金・預金・その他の資産	7.50
合計	100.00

その他投資資産	比率(%)
先物	△60.33

■組入上位銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
NORDEA BANK AB	スウェーデン	社債券	4.000	2020年 6 月29日	5.93
DANSKE BANK A/S	デンマーク	社債券	0.750	2020年 5 月 4 日	5.92
CREDIT AGRICOLE SA	フランス	社債券	0.000	2020年 2 月 2 日	5.11
SANTANDER CONSUMER BANK	ノルウェー	社債券	0.375	2020年 2 月17日	4.99
DNB NOR BANK	ノルウェー	社債券	3.875	2020年 6 月29日	4.96
SPAREBANK 1 SR BANK	ノルウェー	社債券	2.125	2020年 2 月 3 日	4.94
AUST & NZ BANKING GROUP	オーストラリア	社債券	5.125	2019年 9 月10日	4.91
BERKSHIRE HATHAWAY	アメリカ	社債券	0.500	2020年 3 月13日	4.79
DAIMLER FINANCE FRN	オランダ	社債券	0.271	2019年11月13日	4.13
PKO BNK POLSKI (PKO FIN)	スウェーデン	社債券	2.324	2019年 1 月23日	3.98

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。
※当ファンドにおけるマザーファンド受益証券の組入比率は100.01%です。

年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。
※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。
※2017年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第２【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp
電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日＊1を除く、販売会社の営業日＊2に行われます。

＊1 英国証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日または欧州中央銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊2 原則として、午後３時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(3)当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。
お申込みを行う投資者は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

①一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）
販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、ご指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。
（注）販売会社によっては、どちらか一方の指定により取得申込みの受付を行う場合があります。

②自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）
販売会社が定めた金額以上で投資者が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款＊に基づく契約を締結します。販売会社によっては、販売会社と定期引出契約＊を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(4)申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、１口単位で取得することができます。

(5)申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。

(6)申込手数料は、上記「第１ ファンドの状況　４ 手数料等及び税金」をご覧ください。

２【換金（解約）手続等】

(1)一部解約請求（換金申込）の受付は、受付不可日[＊1]を除く、販売会社の営業日[＊2]に行われます。

＊１ 英国証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日または欧州中央銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊２ 原則として、午後３時までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消すことができます。
なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設ける場合があります。

(注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(2)一部解約請求の単位（換金単位）は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記「１　申込（販売）手続等」記載の照会先までお問合せください。

(3)一部解約の価額（換金価額）は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。

(4)一部解約の手数料及び信託財産留保額はありません。

(5)一部解約金（換金代金）は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として５営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、１万口当たりに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
社債券	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
先物取引	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

②追加信託金の計算について

a.追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

b.収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金[＊1]は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等[＊2]に応じて計算されるものとします。

＊1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

＊2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

③基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。
日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：ユーロ毎）されます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　　http://www.leggmason.co.jp

④運用報告書等

a.委託会社は、投信法の規定に基づき６ヵ月毎（毎年５月及び11月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、運用報告書（全体版）（投信法第14条第１項に定める運用報告書）及び運用報告書（全体版）のうち運用経過、運用方針及び信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第４項に定める運用報告書）を作成します。

b.交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、運用報告書（全体版）について受益者から交付の請求があった場合には、交付します。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　　http://www.leggmason.co.jp

c.委託会社は、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって６ヵ月毎（毎年５月及び11月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として、無期限（平成14年６月18日設定）です。ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

①原則として、毎月19日から翌月の18日までとします。ただし、第１計算期間は、平成14年６月18日から平成14年９月18日までとします。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

a.委託会社は、信託契約終了前に当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合、または当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

c.委託会社は、運用の基本方針に沿った運用または収益分配方針に沿った分配を行うことが困難となり、かかる状況が速やかに改善されないと判断する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。かかる状況には、収益分配方針に沿った分配の原資を確保することが持続的に困難となる状況を含みます。

d.委託会社は、上記a.からc.までの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

e.上記d.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

f.上記e.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.からc.までの信託契約の解約を行いません。

g.委託会社は、当ファンドの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

h.上記e.からg.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記e.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

a.委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b.上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記⑥のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

a.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい、新受託者を選任します。

b.委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c.上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d.上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。

e.委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑦反対者の買取請求権

上記①に規定する信託契約の解約または上記⑥に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記①のe.または上記⑥のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑧公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続き

a.受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。

b.販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から１年間です。ただし、期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

c.投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

⑩信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

⑪当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

4【受益者の権利等】

①収益分配金の請求権

a.受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

b.収益分配金は、毎計算期間終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して５営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

c.上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

d.収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

e.受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②償還金の請求権

a.受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b.償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

c.償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

d.受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

a.受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が別に定める単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。

b.一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払われます。

c.一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

④信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

⑤異議申立を行った受益者の買取請求権

上記④に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年 5月19日から平成29年11月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【LM・ユーロ毎月分配型ファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成29年 5月18日現在	当期 平成29年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,897,042,947	5,580,179,086
未収入金	1,298,453	36,640,139
流動資産合計	1,898,341,400	5,616,819,225
資産合計	1,898,341,400	5,616,819,225
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,945,923	16,795,661
未払解約金	1,298,453	36,640,139
未払受託者報酬	66,398	190,353
未払委託者報酬	597,569	1,713,155
その他未払費用	76,880	180,140
流動負債合計	7,985,223	55,519,448
負債合計	7,985,223	55,519,448
純資産の部		
元本等		
元本	2,972,961,510	8,397,830,616
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,082,605,333	△2,836,530,839
元本等合計	1,890,356,177	5,561,299,777
純資産合計	1,890,356,177	5,561,299,777
負債純資産合計	1,898,341,400	5,616,819,225

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成28年11月19日 至　平成29年 5月18日	当期 自　平成29年 5月19日 至　平成29年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	116,831,477	120,057,838
営業収益合計	116,831,477	120,057,838
営業費用		
受託者報酬	420,012	661,256
委託者報酬	3,780,021	5,951,227
その他費用	487,678	691,159
営業費用合計	4,687,711	7,303,642
営業利益又は営業損失（△）	112,143,766	112,754,196
経常利益又は経常損失（△）	112,143,766	112,754,196
当期純利益又は当期純損失（△）	112,143,766	112,754,196
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,695,115	9,243,868
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,276,580,275	△1,082,605,333
剰余金増加額又は欠損金減少額	128,826,335	901,018,184
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	128,826,335	901,018,184
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,123,444	2,698,396,928
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,123,444	2,698,396,928
分配金	37,176,600	60,057,090
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,082,605,333	△2,836,530,839

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自 平成29年 5月19日　至 平成29年11月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成29年11月18日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日は平成29年11月20日としております。このため、当特定期間は186日となっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 平成29年 5月18日現在	当期 平成29年11月20日現在
1.　特定期間の末日における受益権の総数 2,972,961,510口	1.　特定期間の末日における受益権の総数 8,397,830,616口
2.　元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 1,082,605,333円	2.　元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 2,836,530,839円
3.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　0.6358円 (一万口当たり純資産額)　(6,358円)	3.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　0.6622円 (一万口当たり純資産額)　(6,622円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 平成28年11月19日 至 平成29年 5月18日	当期 自 平成29年 5月19日 至 平成29年11月20日
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2.分配金の計算過程	平成28年11月19日から 平成28年12月19日までの計算期間	平成29年 5月19日から 平成29年 6月19日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,530,392円	882,871円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円

収益調整金額	408,768,900円	341,401,324円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	410,299,292円	342,284,195円
当ファンドの期末残存口数	3,217,673,842口	2,923,130,454口
1万口当たり収益分配対象額	1,275.15円	1,170.95円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,435,347円	5,846,260円
	平成28年12月20日から 平成29年 1月18日まで の計算期間	平成29年 6月20日から 平成29年 7月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	740,087円	857,236円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	397,883,940円	372,856,177円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	398,624,027円	373,713,413円
当ファンドの期末残存口数	3,170,026,219口	3,239,056,409口
1万口当たり収益分配対象額	1,257.47円	1,153.78円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,340,052円	6,478,112円
	平成29年 1月19日から 平成29年 2月20日まで の計算期間	平成29年 7月19日から 平成29年 8月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	580,803円	784,509円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	389,149,020円	509,321,287円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	389,729,823円	510,105,796円
当ファンドの期末残存口数	3,144,687,931口	4,489,981,620口
1万口当たり収益分配対象額	1,239.33円	1,136.10円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,289,375円	8,979,963円
	平成29年 2月21日から 平成29年 3月21日まで の計算期間	平成29年 8月19日から 平成29年 9月19日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,124,286円	3,461,989円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	372,729,058円	538,817,859円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	373,853,344円	542,279,848円
当ファンドの期末残存口数	3,056,836,239口	4,824,569,205口
1万口当たり収益分配対象額	1,223.01円	1,124.00円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,113,672円	9,649,138円

	平成29年 3月22日から 平成29年 4月18日まで の計算期間	平成29年 9月20日から 平成29年10月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	327,622円	1,886,491円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	364,044,542円	680,207,172円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	364,372,164円	682,093,663円
当ファンドの期末残存口数	3,026,115,807口	6,153,978,124口
1万口当たり収益分配対象額	1,204.09円	1,108.38円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,052,231円	12,307,956円
	平成29年 4月19日から 平成29年 5月18日まで の計算期間	平成29年10月19日から 平成29年11月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,139,664円	284,740円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	352,026,508円	914,406,523円
分配準備積立金額	－円	－円
当ファンドの分配対象収益額	353,166,172円	914,691,263円
当ファンドの期末残存口数	2,972,961,510口	8,397,830,616口
1万口当たり収益分配対象額	1,187.92円	1,089.20円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	5,945,923円	16,795,661円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成28年11月19日 至 平成29年 5月18日	当期 自 平成29年 5月19日 至 平成29年11月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 平成28年11月19日 至 平成29年 5月18日	当期 自 平成29年 5月19日 至 平成29年11月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1　元本の移動

項目	前期 自 平成28年11月19日 至 平成29年 5月18日	当期 自 平成29年 5月19日 至 平成29年11月20日
期首元本額	3,292,571,868円	2,972,961,510円
期中追加設定元本額	18,779,909円	8,128,999,117円
期中解約元本額	338,390,267円	2,704,130,011円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 平成29年 5月18日現在	当期 平成29年11月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	118,643,697	△19,308,579
合計	118,643,697	△19,308,579

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド	3,861,715,631	5,580,179,086	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.3%	3,861,715,631	5,580,179,086 100.0%	
合計				5,580,179,086	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。
なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンドの計算期間はLM・ユーロ毎月分配型ファンドの計算期間とは異なり、毎年2月19日から翌年2月18日までであります。

LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成29年 5月18日現在	平成29年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	7,188,632	727,464,033
コール・ローン	27,825,852	233,694,172
社債券	2,187,248,784	4,795,804,353
派生商品評価勘定	139,500	255,342
未収利息	7,066,200	15,631,611
前払費用	110,836	17,035,551
差入委託証拠金	3,673,060	11,342,560
流動資産合計	2,233,252,864	5,801,227,622
資産合計	2,233,252,864	5,801,227,622
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,264,200
未払金	134,058,880	-
未払解約金	4,936,826	36,687,013

	平成29年 5月18日現在	平成29年11月20日現在
未払利息	62	555
流動負債合計	138,995,768	37,951,768
負債合計	138,995,768	37,951,768
純資産の部		
元本等		
元本	1,540,920,174	3,988,495,402
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	553,336,922	1,774,780,452
元本等合計	2,094,257,096	5,763,275,854
純資産合計	2,094,257,096	5,763,275,854
負債純資産合計	2,233,252,864	5,801,227,622

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成29年 5月19日　至 平成29年11月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

平成29年 5月18日現在	平成29年11月20日現在
1.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 1,540,920,174口	1.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 3,988,495,402口
2.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額　1.3591円 （一万口当たり純資産額）　(13,591円)	2.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額　1.4450円 （一万口当たり純資産額）　(14,450円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年11月19日 至 平成29年 5月18日	自 平成29年 5月19日 至 平成29年11月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券等の価格変動リスクの回避を目的として債券先物取引を行っております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券等の価格変動リスクの回避を目的として債券先物取引を、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替リスクを有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成28年11月19日 至 平成29年 5月18日	自 平成29年 5月19日 至 平成29年11月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3　デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（その他の注記）

1　元本の移動等

項目	自 平成28年11月19日 至 平成29年 5月18日	自 平成29年 5月19日 至 平成29年11月20日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	1,748,602,853円	1,540,920,174円
同期中における追加設定元本額	11,277,464円	3,757,531,363円
同期中における解約元本額	218,960,143円	1,309,956,135円
元本の内訳		
ＬＭ・ユーロ短期債ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	145,111,957円	126,779,771円

LM・ユーロ毎月分配型ファンド	1,395,808,217円	3,861,715,631円
計	1,540,920,174円	3,988,495,402円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成29年 5月18日現在	平成29年11月20日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	△3,490,786	△6,899,349
合計	△3,490,786	△6,899,349

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連

種類	平成29年 5月18日現在				平成29年11月20日現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引								
債券先物取引								
売建	180,925,300	－	180,785,800	139,500	2,366,206,690	－	2,366,831,232	△624,542
合計	180,925,300	－	180,785,800	139,500	2,366,206,690	－	2,366,831,232	△624,542

(注）時価の算定方法

外国先物取引について

1）外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

2）貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

通貨関連

種類	平成29年 5月18日現在				平成29年11月20日現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	－	－	－	－	147,955,516	－	147,571,200	△384,316

ユーロ	－	－	－	－	147,955,516	－	147,571,200	△384,316
合計	－	－	－	－	147,955,516	－	147,571,200	△384,316

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1.貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	ユーロ	ASB FINANCE LTD	1,200,000.00	1,215,084.00	
		AUST & NZ BANKING GROUP	1,100,000.00	1,200,969.00	
		BERKSHIRE HATHAWAY	900,000.00	912,087.00	
		COLGATE-PALMOLIVE CO FRN	700,000.00	703,157.00	
		COMMONWEALTH BANK AUST	1,000,000.00	1,022,910.00	
		COOPERATIEVE RABOBANK UA	1,000,000.00	1,023,490.00	
		CREDIT AGRICOLE SA	1,300,000.00	1,813,968.00	
		DAIMLER FINANCE FRN	1,900,000.00	1,918,829.00	
		DANSKE BANK A/S	1,800,000.00	1,838,916.00	
		DNB NOR BANK	1,700,000.00	1,877,905.00	

		EXPORT-IMPORT BK KOREA	800,000.00	837,040.00	
		GE CAPITAL EURO FUND FRN	1,000,000.00	1,002,460.00	
		GOLDMAN SACHS GROUP FRN	900,000.00	921,600.00	
		ING BANK NV	500,000.00	514,840.00	
		KBC GROUP NV FRN	800,000.00	809,384.00	
		LLOYDS TSB BANK	1,600,000.00	1,836,256.00	
		LVMH MOET HENNESSY V FRN	280,000.00	280,859.60	
		NATIONAL AUSTRALIA B FRN	1,000,000.00	1,015,660.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	1,100,000.00	1,166,495.00	
		NORDEA BANK AB	1,600,000.00	1,772,144.00	
		NYKREDIT FRN	660,000.00	664,006.20	
		NYKREDIT REALKREDIT AS	1,300,000.00	1,310,556.00	
		PKO BNK POLSKI (PKO FIN)	1,800,000.00	1,849,500.00	
		RCI BANQUE SA FRN	410,000.00	413,977.00	
		ROYAL BK OF SCOTLAND FRN	500,000.00	502,860.00	
		SANTANDER CONSUMER BANK	1,800,000.00	1,813,320.00	
		SHELL INTL FIN FRN	1,600,000.00	1,611,408.00	
		SKANDINAVISKA ENSKIL FRN	1,000,000.00	1,014,300.00	
		SPAREBANK 1 SMN FRN	770,000.00	776,760.60	
		SPAREBANK 1 SR BANK	1,000,000.00	1,048,030.00	
		UNILEVER NV FRN	700,000.00	701,148.00	
		WELLS FARGO & CO FRN	1,000,000.00	1,008,110.00	
	小計	銘柄数：32	34,720,000.00	36,398,029.40	
				(4,795,804,353)	
		組入時価比率：83.2%		100.0%	
合計				4,795,804,353	
（外貨建証券の邦貨換算額）				(4,795,804,353)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「注記表（その他の注記）3　デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項　債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「注記表（その他の注記）3　デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項　通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

２【ファンドの現況】

以下は、平成29年12月29日現在のファンドの状況であります。

【純資産額計算書】

ＬＭ・ユーロ毎月分配型ファンド

Ⅰ　資産総額	6,131,110,619円
Ⅱ　負債総額	54,750,160円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,076,360,459円
Ⅳ　発行済口数	9,000,988,156口
Ⅴ　1万口当たり純資産額 （Ⅲ／Ⅳ×10,000）	6,751円

（参考）ＬＭ・ユーロ短期投資適格債マザーファンド

Ⅰ　資産総額	6,315,051,658円
Ⅱ　負債総額	55,267,775円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,259,783,883円
Ⅳ　発行済口数	4,234,636,998口
Ⅴ　1万口当たり純資産額 （Ⅲ／Ⅳ×10,000）	14,782円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益権の帰属と受益証券の不発行

①当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

②委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

⑤受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2)受益権の譲渡に係る記載または記録

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載

または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4)質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(5)名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6)受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成29年12月末現在）

①資本金の額：　1,000百万円
②委託会社が発行する株式総数：　100,000株
③発行済株式総数：　78,270株
④最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①経営の意思決定機構

３名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から１名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

②運用の意思決定機構

東京運用委員会が運用に関する委員会として月次ベースで開催されます。東京運用委員会は、運用本部及び関連部署の代表で構成されており、議事録は社長に報告されるとともに取締役会にも報告されます。

委託会社において運用指図が行われる場合、東京運用委員会では、運用方針・計画が適切に策定されていることを確認するとともに、運用状況の確認、必要に応じて要因分析等の詳細な検討が行われます。

２【事業の内容及び営業の概況】

(1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

(2)平成29年12月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種　類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	69	1,759,621
合　計	69	1,759,621

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表及び第20期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
資　産　の　部		
流動資産		
現金及び預金	991,120	1,609,592
立替金	-	325
前払費用	71,675	75,130
未収委託者報酬	566,300	803,621
未収運用受託報酬	1,404,563	2,790,504
その他未収収益	15,322	18,203
繰延税金資産	211,764	272,130
関係会社短期貸付金	250,000	-
未収還付法人税等	6,293	-
未収入金	857	1,890
未収利息	362	20
流動資産計	3,518,260	5,571,419
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	200,137	182,349
器具備品	15,768	10,390
有形固定資産計	215,906	192,740
無形固定資産		
ソフトウェア	37,094	30,753
無形固定資産計	37,094	30,753
投資その他の資産		
投資有価証券	74,647	154,657
長期差入保証金	125,533	119,596
前払年金費用	35,258	31,289

投資その他の資産計	235,439	305,544
固定資産計	488,440	529,038
資産合計	4,006,700	6,100,457

（単位：千円）

	第18期事業年度 (平成28年3月31日)		第19期事業年度 (平成29年3月31日)	
負　債　の　部				
流動負債				
預り金		20,513		20,858
未払金		946,928		1,242,377
未払手数料		193,297		286,834
未払消費税等		133,222		271,450
その他未払金		620,408		684,092
未払費用	※2	824,143	※2	1,912,310
未払法人税等		-		420,505
前受金		53,125		48,841
流動負債計		1,844,711		3,644,894
固定負債				
退職給付引当金		63,361		63,372
役員退職慰労引当金		-		1,671
繰延税金負債		10,880		9,580
固定負債計		74,242		74,624
負債合計		1,918,953		3,719,519
純　資　産　の　部				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金				
資本準備金		226,405		226,405
資本剰余金計		226,405		226,405
利益剰余金				
利益準備金		23,594		23,594
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		837,746		1,130,938
利益剰余金計		861,341		1,154,532
株主資本合計		2,087,746		2,380,938
純資産合計		2,087,746		2,380,938
負債純資産合計		4,006,700		6,100,457

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第18期事業年度	第19期事業年度

	（自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）		（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		10,697,615		12,219,762
運用受託報酬		2,335,131		3,586,315
その他営業収益		250,608		192,177
営業収益計		13,283,355		15,998,255
営業費用				
支払手数料		3,788,445		4,487,854
広告宣伝費		79,452		61,912
公告費		665		917
調査費		5,225,403		6,801,825
調査費	176,822		178,649	
委託調査費	5,047,039		6,621,626	
図書費	1,541		1,549	
委託計算費		240,948		267,104
営業雑経費		189,522		242,166
通信費	51,864		47,811	
印刷費	125,556		183,110	
協会費	11,561		10,685	
諸会費	540		559	
営業費用計		9,524,438		11,861,780
一般管理費				
給料		1,650,619		1,755,094
役員報酬	107,190		117,338	
給料・手当	998,021		1,041,413	
賞与	545,408		596,342	
交際費		35,305		18,379
旅費交通費		80,064		65,088
租税公課		25,618		46,821
不動産賃借料		251,590		252,697
退職給付費用		84,950		114,446
役員退職慰労引当金繰入額		13,248		1,671
固定資産減価償却費		47,514		44,009
業務委託費		171,426		190,477
諸経費	※1	269,836	※1	247,722
一般管理費計		2,630,175		2,736,408
営業利益		1,128,742		1,400,066

（単位：千円）

	第18期事業年度 （自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）	第19期事業年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）
営業外収益		
受取利息	424	300
受取配当金	13,829	1,550

雑収入	-	278
その他	-	37
営業外収益計	14,254	2,166
営業外費用		
為替差損	14,538	26,829
投資有価証券売却損	9,647	1,061
営業外費用計	24,186	27,890
経常利益	1,118,810	1,374,343
特別損失		
固定資産除却損	188	24
特別損失計	188	24
税引前当期純利益	1,118,621	1,374,318
法人税、住民税及び事業税	214,657	492,793
法人税等調整額	235,846	△61,666
法人税等合計	450,504	431,127
当期純利益	668,117	943,191

（３）【株主資本等変動計算書】

第18期事業年度（自 平成27年4月 1日　至 平成28年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,609,629	1,633,223	2,859,629	2,859,629
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△1,440,000	△1,440,000	△1,440,000	△1,440,000
当期純利益	-	-	-	668,117	668,117	668,117	668,117
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△771,882	△771,882	△771,882	△771,882
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	837,746	861,341	2,087,746	2,087,746

第19期事業年度（自 平成28年4月 1日　至 平成29年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本	利益	その他利益剰余金	利益剰余金		

		準備金	準備金	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	837,746	861,341	2,087,746	2,087,746
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△650,000	△650,000	△650,000	△650,000
当期純利益	-	-	-	943,191	943,191	943,191	943,191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	293,191	293,191	293,191	293,191
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,130,938	1,154,532	2,380,938	2,380,938

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　　12年～18年 器具備品　　4年～8年 (2)無形固定資産 ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 188,723千円 器具備品 192,301千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 5,668千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 212,110千円 器具備品 196,628千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 8,288千円

（損益計算書関係）

第18期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
※1 関係会社との取引 諸経費 151,169千円	※1 関係会社との取引 諸経費 133,662千円

（株主資本等変動計算書関係）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	78,270	―	―	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月12日定時株主総会	普通株式	840,000	10,732.0	平成27年3月31日	平成27年6月15日
平成27年10月29日取締役会	普通株式	600,000	7,665.7	平成27年9月30日	平成27年11月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日

平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	250,000	3,194.0	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

第19期事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	―	―	78,270

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	250,000	3,194.0	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日
平成28年11月29日 取締役会	普通株式	400,000	5,110.5	平成28年 9月30日	平成28年 12月5日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	600,000	7,665.7	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日

（リース取引関係）

第18期事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	第19期事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内　203,052千円 1年超　548,500千円 合計　751,553千円	オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内　203,052千円 1年超　345,448千円 合計　548,500千円

（金融商品関係）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	991,120	991,120	－
(2) 未収委託者報酬	566,300	566,300	－
(3) 未収運用受託報酬	1,404,563	1,404,563	－
(4) 関係会社短期貸付金	250,000	250,000	－
(5) 投資有価証券	65,361	65,361	－
資産計	3,277,346	3,277,346	－
(1) その他未払金	620,408	620,408	－
(2) 未払手数料	193,297	193,297	－
(3) 未払費用	824,143	824,143	－
負債計	1,637,849	1,637,849	－

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（5）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	991,120	―
未収委託者報酬	566,300	―
未収運用受託報酬	1,404,563	―
関係会社短期貸付金	250,000	―
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	52,815	10,546
合計	3,264,799	10,546

第19期事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2． 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注） 2． 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	1,609,592	1,609,592	－
（2）未収委託者報酬	803,621	803,621	－
（3）未収運用受託報酬	2,790,504	2,790,504	－
（4）投資有価証券	145,372	145,372	－
資産計	5,349,091	5,349,091	－
（1）その他未払金	684,092	684,092	－
（2）未払手数料	286,834	286,834	－
（3）未払費用	1,912,310	1,912,310	－
負債計	2,883,237	2,883,237	－

（注）1． 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（1）その他未払金、（2）未払手数料、（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2． 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3． 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,609,592	－
未収委託者報酬	803,621	－
未収運用受託報酬	2,790,504	－
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	－	63,372

合計	5,203,718	63,372

（有価証券関係）

第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
1.その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額　63,361千円 取得原価　63,361千円 差額　－ 投資信託受益証券 貸借対照表計上額　2,000千円 取得原価　2,000千円 差額　－ （注）非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。 2.当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額　204,000千円 売却益の合計額　2,291千円 売却損の合計額　11,939千円	1.その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額　63,372千円 取得原価　63,372千円 差額　－ 投資信託受益証券 貸借対照表計上額　82,000千円 取得原価　82,000千円 差額　－ （注）同　左 2.当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額　10,000千円 売却益の合計額　-千円 売却損の合計額　1,061千円

（退職給付関係）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2.　確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	86,880千円
退職給付費用	84,950千円
退職給付の支払額	△23,522千円
前払年金費用	21,747千円
制度への拠出金	△106,694千円
退職給付引当金の期末残高	63,361千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	699,504千円

年金資産	△734,763千円
	△35,258千円
非積立制度の退職給付債務	63,361千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,103千円

退職給付引当金	63,361千円
前払年金費用	△35,258千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,103千円

（3）退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	84,950千円

第19期事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,361千円
退職給付費用	114,446千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	△3,968千円
制度への拠出金	△110,466千円
退職給付引当金の期末残高	63,372千円

（2）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	816,207千円
年金資産	△847,497千円
	△31,289千円
非積立制度の退職給付債務	63,372千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,082千円

退職給付引当金	63,372千円
前払年金費用	△31,289千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,082千円

（3）退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	114,446千円

（ストック・オプション等関係）

第18期事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	第19期事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費　151,169千円 2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号　平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号　平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費　133,662千円 2.ストック・オプション等の内容 同　左

（税効果会計関係）

第18期事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）		第19期事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金	168,312	未払金	182,600
退職給付引当金	19,553	役員退職慰労引当金	511
未払費用	41,986	退職給付引当金	19,404
未払事業税	2,220	未払費用	44,309
ストック・オプション費用	70,242	未払事業税	22,692
有価証券評価損	27,994	ストック・オプション費用	50,893
長期差入保証金	21,786	有価証券評価損	27,776
繰延税金資産小計	352,096	長期差入保証金	22,693
評価性引当額	△140,332	繰延税金資産小計	370,882
繰延税金資産合計	211,764	評価性引当額	△98,751
		繰延税金資産合計	272,130
繰延税金負債			
前払年金費用	△10,880	繰延税金負債	
繰延税金負債合計	△10,880	前払年金費用	△9,580
繰延税金資産の純額	200,883	繰延税金負債合計	△9,580
		繰延税金資産の純額	262,549
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	

	（%）	
法定実効税率	33.1	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7	
住民税均等割	0.2	
評価性引当金	2.8	
税率変更による期末繰延税金資産及び繰延税金負債の修正	1.3	
その他	△0.8	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.3	負

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。
この税率変更により、繰延税金資産の金額は15,371千円、繰延税金負債の金額は789千円それぞれ減少し、法人税等調整額が14,581千円増加しております。

（資産除去債務関係）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ケ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	66,938千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―

その他増減額（△は減少）	1,658千円
期末における資産除去債務認識額	68,597千円

第19期事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

1．当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ケ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	68,597千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―
その他増減額（△は減少）	5,516千円
期末における資産除去債務認識額	74,113千円

（セグメント情報等関係）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第18期事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,697,615	2,335,131	250,608	13,283,355

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	2,519,145
LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,444,239

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第18期事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第18期事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
第18期事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

第19期事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,219,762	3,586,315	192,177	15,998,255

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	3,185,876
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	1,808,377

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第19期事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第19期事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
第19期事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

1．　関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

親会社	レッグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株会社	被所有 直接 100%	資金の貸付 ストック・オプション費用の負担	貸付金の貸付	千円 250,000	関係会社短期貸付金	千円 250,000
							諸経費の支払（注３）	151,169	未払費用	5,668

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 134,706	未払費用	千円 9,774
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 31,410	その他未収収益	千円 2,396
							委託調査費の支払（注１）	338,428	未払費用	29,056
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,784,098	未払費用	千円 209,104
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	―	役員の兼任 投資顧問契約 オフィスの賃借	委託調査費の支払（注１）	千円 20,675	未払費用	千円 1,501
							長期差入保証金の返金	125,397	-	-
							不動産賃借料等の支払（注３）	49,021	-	-

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 317,511	未払費用	千円 21,676
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 56,191	未払費用	千円 3,869
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	―	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 180,865	その他未収収益	千円 10,337
							委託調査費の支払（注１）	729,432	未払費用	48,857
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	―	サービス契約	調査費・諸経費の支払（注３）	千円 85,720	前払費用	千円 13,168
									未収入金	801
									未払費用	11,162
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	―	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,019,248	未払費用	千円 307,158
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	―	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 38,332	その他未収収益	千円 2,587
							委託調査費の支払（注１）	646,508	未払費用	58,682

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注３）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注４）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

レッグ・メイソン・インク　（ニューヨーク証券取引所に上場）

第19期事業年度（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

１．　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株会社	被所有 直接 100%	資金の貸付 ストック・オプション費用の負担	貸付金の回収	千円 250,000	-	千円 -
							諸経費の支払（注３）	133,662	未払費用	8,288

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 98,556	未払費用	千円 7,707
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 27,437	その他未収収益	千円 2,338
							委託調査費の支払（注１）	412,786	未払費用	39,161
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,469,170	未払費用	千円 211,022
同一の親会社を持つ会社		東京都 千代田区	億円 10	金融業	―	役員の兼任 投資顧問	委託調査費の支払（注１）	千円 5,003	未払費用	千円 7

	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）					契約 オフィスの賃借	不動産賃借料等の支払（注３）	6,221	-	-
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 267,308	未払費用	千円 24,895
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 42,493	未払費用	千円 3,517
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	―	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 135,311	その他未収収益	千円 12,403
							委託調査費の支払（注１）	604,065	未払費用	58,250
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	―	サービス契約	調査費・諸経費等の支払（注３）	千円 69,263	前払費用	千円 12,691
									未収入金	1,890
									未払費用	5,623
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	―	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 2,102,097	未払費用	千円 1,180,015
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	―	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 26,551	その他未収収益	千円 2,170
							委託調査費の支払（注１）	1,620,144	未払費用	247,464
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	―	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 2,877	その他未収収益	千円 1,290

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
（注３）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
（注４）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記
（１）親会社情報
レッグ・メイソン・インク　（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第18期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
１株当たり純資産額　26,673円65銭 １株当たり当期純利益金額　8,536円06銭 (注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益　668,117千円 普通株式に帰属しない金額　- 普通株式に係る当期純利益　668,117千円 期中平均株式数　78千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　30,419円55銭 １株当たり当期純利益金額　12,050円48銭 (注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益　943,191千円 普通株式に帰属しない金額　- 普通株式に係る当期純利益　943,191千円 期中平均株式数　78千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

第18期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

	第20期中間会計期間末 （平成29年9月30日）
資　産　の　部	
流動資産	
現金及び預金	2,197,371
前払費用	64,878
立替金	5,195

未収委託者報酬		776,468
未収運用受託報酬		1,451,825
その他未収収益		12,700
未収利息		49
繰延税金資産		167,275
流動資産計		4,675,765
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	170,500
器具備品	※1	7,718
有形固定資産計		178,218
無形固定資産		
ソフトウェア		24,422
無形固定資産計		24,422
投資その他の資産		
投資有価証券		114,661
長期差入保証金		105,841
前払年金費用		75,150
投資その他の資産計		295,653
固定資産計		498,295
資産合計		5,174,060

（単位：千円）

	第20期中間会計期間末 （平成29年9月30日）
負　債　の　部	
流動負債	
預り金	34,935
未払手数料	294,201
未払消費税等	250,210
未払費用	914,128
未払法人税等	407,443
前受金	56,655
賞与引当金	298,171
流動負債計	2,255,745
固定負債	
退職給付引当金	63,376
役員退職慰労引当金	3,074
繰延税金負債	23,010
固定負債計	89,461
負債合計	2,345,206
純　資　産　の　部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405

資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,578,853
利益剰余金計	1,602,447
株主資本計	2,828,853
純資産合計	2,828,853
負債・純資産合計	5,174,060

（2）中間損益計算書

（単位：千円）

		第20期中間会計期間 （自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		9,531,498
運用受託報酬		1,435,048
その他営業収益		91,677
営業収益計		11,058,225
営業費用		8,064,137
一般管理費	※1	1,432,313
営業利益		1,561,774
営業外収益		
受取利息		86
受取配当金		1,600
投資有価証券売却益		702
営業外収益計		2,389
営業外費用		
為替差損		11,691
営業外費用計		11,691
経常利益		1,552,473
税引前中間純利益		1,552,473
法人税、住民税及び事業税		386,272
法人税等調整額		118,285
法人税等合計		504,558
中間純利益		1,047,915

（3）中間株主資本等変動計算書

第20期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）　（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本	利益	その他利益剰余金	利益剰余金		

		準備金	準備金	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,130,938	1,154,532	2,380,938	2,380,938
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△600,000	△600,000	△600,000	△600,000
中間純利益	-	-	-	1,047,915	1,047,915	1,047,915	1,047,915
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	447,915	447,915	447,915	447,915
当中間期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,578,853	1,602,447	2,828,853	2,828,853

重要な会計方針

項　目	第20期中間会計期間 （自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）
1.資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　12～18年 器具備品　4～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当中間会計期間末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第20期中間会計期間末 平成29年9月30日
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物　223,960千円 器具備品　199,300千円

（中間損益計算書関係）

第20期中間会計期間 （自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）
※1 減価償却実施額 有形固定資産　14,521千円 無形固定資産　6,330千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第20期中間会計期間
（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	当中間会計期間増加（株）	当中間会計期間減少（株）	当中間会計期間末（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	600,000	7,665.7	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年11月3日 取締役会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	平成29年9月30日	平成29年11月27日

（リース取引関係）

第20期中間会計期間
（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	189,125千円
1年超	257,849千円
合計	446,974千円

（金融商品関係）

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項
平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	2,197,371	2,197,371	－
（2）未収委託者報酬	776,468	776,468	－
（3）未収運用受託報酬	1,451,825	1,451,825	－
（4）投資有価証券	105,376	105,376	－
資産計	4,531,042	4,531,042	－
（1）未払手数料	294,201	294,201	－
（2）未払費用	914,128	914,128	－
負債計	1,208,329	1,208,329	－

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産
（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価について金銭信託については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。
また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（1）未払手数料、（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第20期中間会計期間末
平成29年9月30日

1.その他有価証券

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

金銭信託	
中間貸借対照表計上額	63,376千円
取得原価	63,376千円
差額	－
投資信託受益証券	
中間貸借対照表計上額	42,000千円
取得原価	42,000千円
差額	－

非上場株式（中間貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。

（ストック・オプション等関係）

第20期中間会計期間
（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

1.ストック・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名
一般管理費　　88,104千円

2.ストック・オプション等の内容
当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

（資産除去債務関係）
第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当中間会計期間期首における資産除去債務認識額	**74,113千円**
有形固定資産の取得に伴う増加額	**-千円**
その他増減額（△は減少）	**13,754千円**
当中間会計期間末における資産除去債務認識額	**87,868千円**

（セグメント情報等関係）

［セグメント情報］
当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	9,531,498	1,435,048	91,677	11,058,225

2．地域ごとの情報
（1）営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	4,556,518

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第20期中間会計期間 （自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）	
１株当たり純資産額	36,142.24円
１株当たり中間純利益金額	13,388.46円

（注）1．なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2．１株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	1,047,915千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,047,915千円
期中平均株式数	78,270株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。
①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④及び⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
⑤上記③及び④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、

投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

②資本金の額

平成29年３月末現在　　324,279百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

①名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

②資本金の額

平成29年３月末現在　　10,000百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)投資顧問会社

①名称

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

②資本金の額

平成29年３月末現在　　９百万米ドル（1,009百万円）※

※ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドはレッグ・メイソン・インクの子会社であり、平成29年３月末現在の資本金の額を開示していないため、上記の資本金の額はレッグ・メイソン・インクの資本金の額を記載しております。なお、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成29年３月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝112.19円）によります。

③事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成29年３月末現在	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行*	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	
髙木証券株式会社	11,069	

＊ 受益権の新規の募集の取扱いは行いません。

２【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います。

(3)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

３【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの最終的親会社はレッグ・メイソン・インクであります。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成29年 6月26日	臨時報告書
平成29年 8月16日	有価証券届出書
平成29年 8月16日	有価証券報告書
平成29年 9月26日	臨時報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成29年６月21日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　光　夫　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成３０年１月２２日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　櫻井　雄一郎

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　宮田　八郎

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＬＭ・ユーロ毎月分配型ファンドの平成２９年５月１９日から平成２９年１１月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＬＭ・ユーロ毎月分配型ファンドの平成２９年１１月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月25日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成29年４月１日から平成29年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年４月１日から平成29年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。